

告示

埼玉県告示第千二十四号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として令和三年九月五日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和三年九月七日

埼玉県知事 大野 元裕

病院及び診療所		有効期限
名称	所在地	
川口市立医療センター	埼玉県川口市大字西新井宿百人十番地	令和六年九月四日
医療法人社団桐和会川口さくら病院	埼玉県川口市神戸二百五十八番地一	同右
医療法人財団明理会イムス富士見総合病院	埼玉県富士見市大字鶴馬千九百六十七番地一	同右
医療法人社団明芳会イムス三芳総合病院	埼玉県入間郡三芳町藤久保九百七十四番地三	同右
医療法人眞幸会草加松原整形外科医院	埼玉県草加市松江二丁目三番二十六号	同右
さいたま市民医療センター	埼玉県さいたま市西区島根二百九十九番地一	同右
独立行政法人地域医療機能推進機構さいたま北部医療センター	埼玉県さいたま市北区宮原町一丁目八百五十一番地	同右
医療法人社団松弘会三愛病院	埼玉県さいたま市桜区田島四丁目三十五番十七号	同右
医療法人社団医風会さいたま岩槻病院	埼玉県さいたま市岩槻区大字慈恩寺七十五番地	同右
武蔵嵐山病院	埼玉県東松山市大字上唐子字引野裏千三百十二番地一	同右
医療法人行定病院	埼玉県川越市脇田本町四番地十三	同右

医療法人刀圭会本川越病院	埼玉県川越市中原町一丁目十二番地の一	令和六年九月四日
帯津三敬病院	埼玉県川越市大字大中居五百四十五番地	同右
社会医療法人至仁会圏央所沢病院	埼玉県所沢市東狭山ヶ丘四丁目二千六百九十二番地一	同右
埼玉西協同病院	埼玉県所沢市大字中富元下安松分字北新田千八百六十五番地一	同右
東鷲宮病院	埼玉県久喜市桜田二丁目六番地五	同右
蓮田病院	埼玉県蓮田市大字根金千六百六十二番地一	同右
埼玉よりい病院	埼玉県大里郡寄居町大字用土三百九十五番地	同右
秩父第一病院	埼玉県秩父市中村町二丁目八番十四号	同右